

代理人による運転免許証等自主返納（申請による取消）

やむを得ない理由により、窓口に来られない場合、親族等が代理人として、運転免許証等の申請取消の手続きができます。

～申請時に委任状の提出のほか、申請者本人に対して電話で返納の意思確認を行います～

